平成２９年（フ）第５８１６号
東京都府中市南町２丁目24―５　平成マンション２―Ｂ
破産者　東畠　勇生
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８３８号
東京都江戸川区春江町１丁目２―２―911
破産者　川口　忠夫
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８５７号
東京都足立区千住桜木２丁目14―18―1206
破産者　高橋　和之
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８６４号
東京都目黒区碑文谷４丁目５―28―101
破産者　有賀　治子（旧姓内藤）
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８６６号
東京都品川区大井４丁目13―12　金子荘201
破産者　山本スエ子
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８８３号
東京都墨田区押上２丁目９－３―503
破産者　鵜飼　紀子（旧姓和久田）
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９号
兵庫県揖保郡太子町馬場313番地12
破産者　慶西　正訓
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第７１４号
埼玉県上尾市二ツ宮1010番地２
破産者　有限会社みつぼし屋コーポレーション
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５１号
千葉県松戸市上本郷4339番地　パークスィート遠山301号
破産者　赤川　有正
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４０３号
千葉県柏市篠籠田478番地１　ガーデンビレッジ柏１―102号
破産者　福田　賢吾
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４１４号
千葉県柏市西原３丁目１番５―102号
破産者　門　　直樹
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４３９号
千葉県松戸市牧の原２番地の５　牧の原公団住宅１街区21棟713号
破産者　高橋　一成
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２２６７号
東京都港区南青山５丁目４番35―1303号
破産者　ＫＡＯＤＡＣＨＩ株式会社
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５５号
長野県下伊那郡高森町牛牧250番地１
破産者　有限会社小木曽
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第２５号
長野県飯田市座光寺3850番地
破産者　株式会社情熱家族
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第１７１７号
大阪市西区北堀江１丁目２番17号
破産者　有限会社ナノグラフィックス
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５０１号
大阪市天王寺区大道１丁目14番20号
破産者　有限会社ビアン
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７６１号
大阪市生野区勝山南４丁目１番18号
破産者　株式会社ミズタニ
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４８５号
大阪府吹田市朝日町２番102号
破産者　株式会社ループ
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７３７号
大阪府四條畷市中野３丁目５番12号
破産者　株式会社リノクラフト
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７３９号
大阪市西区江戸堀１丁目10番２号
破産者　株式会社リアル
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７５０号
大阪府茨木市西豊川町15番31号の10
破産者　株式会社Ｈａｎａ　Ｈａｎａ
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部